

秋田市立下浜中学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含みます。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ☆いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
- ☆いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
- ☆いじめは、見ようとしなければ見えないこと
- ☆いじめは、子どもが入れ替わりながら加害も被害も両方経験する可能性があること
- ☆いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども（観衆）、見て見ぬふりをする子ども（傍観者）の存在など、集団全体に関わる問題であること
- ☆いじめは、いじめられる子どもに問題があるとの考え方では解決しないこと（いじめている生徒、観衆、傍観者を容認することになり、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させてしまう）
- ☆いじめの問題は、学校、家庭、地域が一体となって取り組む課題であること

本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめ防止に努めます。また、日頃から子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援に努めます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道徳教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が主体的に参加し、活躍できるような授業づくり、集団づくり、学校づくりに取り組みます。

(1) 家庭や地域と連携した道徳教育や人権教育の充実

- ・道徳の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせしたりするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、家庭、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・外部の専門家を招いた講演会などを実施します。

(2) 生徒会活動の充実

- ・秋田市中学校「絆」宣言を活用し、生徒自らがいじめについて学び、年間をとおして、生徒が主体的に参加できる「いじめを生まない学校づくり」に向けた取組を支援するとともに、学校祭などの機会に、保護者や地域の方に広く紹介します。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、小中が連携して取り組む駅浜清掃のほか、芸術鑑賞、福祉体験、宿泊体験、職場体験、修学旅行等の充実を図ります。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足感や達成感を味わうことができるように、全ての子どもが参加・活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導に努め、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。
- ・教師が互いに授業を参観し合う機会をもつなど、授業改善に努めます。

(5) 校内研修の充実

- ・全ての教職員の共通認識を図るため、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行います。

3 いじめの早期発見の取組

日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等を通し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 学校生活アンケート・いじめ調査の実施

- ・年5回（4月、6月、9月、12月、2月）の悩みアンケート（記名式）と年2回（7月、10月）のいじめ調査（無記名式）のほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談を実施します。

※調査の実施時期、方法、内容、分析、活用については継続的に研究していきます

(2) ふれあいノート（生活ノート）の実施

- ・子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、日常の悩み相談やがんばりを褒めながら信頼関係を構築します。

(3) 二者面談の実施

- ・養護教諭による二者面談（7月）、学級担任による二者面談（11月）のほか、必要に応じて、学級担任が二者面談を実施し、子どもの悩みや不安を聞き取ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、教頭、スクールカウンセラーが、子どもや保護者の相談窓口となります。

(5) 「下浜中いじめ対策委員会」での情報共有

- ・アンケート調査や日常の観察から見つけた子どものささいな兆候や懸念、子どもや家庭からの訴えを学級担任などが抱え込まず、管理職に報告・相談するとともに、「下浜中いじめ対策委員会」において、その情報を共有し、未然防止、早期発見、対処に当たります。

4 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては、毅然とした指導により心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・「下浜中いじめ対策委員会」で、どの教師がどの子どもに対応するかなど役割分担を決めます。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにし、状況を正確に把握します。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する毅然とした指導を通し、心からの反省を促します。さらに、成長を促す指導をするとともに、心のケアを図ります。
- ・周りの子どもには、いじめは集団全体の問題であることを説諭するとともに、正義と勇気ある行動を促します。

(3) スクールカウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・状況に応じてスクールカウンセラーを活用するなど、教育相談体制の充実を図ります。
- ・状況に応じて関係機関（警察署、法務局、教育委員会等）と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送れるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対処

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対処について協議します

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめの防止等の対策のための組織を設置します。

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、学校評議員（2名）、PTA会長・副会長により「下浜中いじめ対策委員会」を組織します。
- ・ 本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・ 日常の取組については、上記教職員に必要な応じてスクールカウンセラーを加え、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報やPTAなどを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

また、学校以外の相談窓口や救済制度等の活用について、広くお知らせします。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・ 学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報を提供するとともに、保護者と共に考えるようにします。

(2) 学年・学級PTAにおける説明・協議

- ・ 学年・学級における現在の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえ、協議します。

(3) 講演会等の実施

- ・ 外部から専門家を招いて、講演会などを開催します。

(4) ホームページの活用

- ・ 学校の取組を随時更新し、子どもの活動を紹介します。

(5) 相談窓口、相談機関の周知

- ・ 学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介します。

7 年間計画

	1年生	2年生	3年生	委員会・研修会等	
				校 内	全体会(※印)
4月	悩みアンケート			生徒を語る会	
5月				いじめの情報交換	
6月	悩みアンケート				※いじめ対策委員会
7月	いじめアンケート 養護教諭による二者面談 三者面談	三者面談	三者面談	いじめの情報交換	
8月				校内研修(情報モラル等)	
9月	下浜中祭(公開)いじめをテーマにした取組の紹介 悩みアンケート			いじめの情報交換	
10月	いじめアンケート			いじめの情報交換	
11月	二者面談 新入生体験入学	二者面談	三者面談	いじめの情報交換	校内研修(道徳)
12月	悩みアンケート 公開授業(道徳)			いじめの情報交換	
1月				いじめの情報交換	
2月	悩みアンケート				※いじめ対策委員会
3月				いじめの情報交換	

※構成員全体の会議